広島県情報公開·個人情報保護審査会答申(諮問2(情)第4号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が行った行政文書不開示決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、開示決定等を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は,広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により,令和2年4月19日付け行政文書開示請求書に次のとおり記載して,行政文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「箇所名「青葉台A (888)」の基礎調査調書記載の表土厚さは、県が「実測していない」と認めているにもかかわらず、この事実に反して広島県情報公開・個人情報保護審査会が、「県の説明は不自然、不合理とまではいえない」と結論し、開示請求文書が存在するにもかかわらず不存在としたことは妥当であるとした広情個審第3号(令和2年2月12日)を開示願います。」

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和2年5月7日付けで審査請求人に通知した。

その際、実施機関は、本件処分に係る通知書の備考欄に、対象となる行政 文書を作成又は取得していない理由として「令和2年2月12日付け広情個審 第3号の答申は、「開示請求文書が存在するにもかかわらず不存在としたこ とは妥当である」としたものではないため、開示請求に係る行政文書は作成 していません」と記載していた。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年5月17日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

事実関係を尊重し、本件処分を撤回し、本件請求に係る行政文書の開示を 求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が,審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は, おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、令和2年4月14日付け砂防第15号の行政文書不存在通知書で、「表土厚さを実測するという調査は行っていない」と認めている。
- (2) 広島県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)が令和 2年2月12日付け広情個審第3号で発出した「広島県情報公開条例に基づ く諮問について(答申)」(以下「別件答申書」という。)の第5の2(4)で は,「実測しなければ分からない値を記載した文書は存在していないと実 施機関が説明していることは不自然,不合理とまではいえない」と明記し ている。
- (3) 実施機関が令和2年7月21日付け審裁第15号で発出した裁決書の「裁決の理由」の2(4)では、「実測することなく、概算値を記載している」とあり、表土厚さを実測していないことは、このことからも明らかである。
- (4) 上記(1)から(3)までの事実関係から、本件請求に係る行政文書は確かに 存在しているので本件処分に係る通知書は虚偽である。

特に、表土厚さの「概算値を記載している」ことは、「実測しなければ分からない値を記載した文書は存在しない」という根拠にはなり得ない。

調査を簡略化するために「実測しなければ分からない表土厚さ」を現地の外観だけで「総合的判断」の名のもとにもっともらしく「〇〇cm」と10cm精度の数値を記載していることは技術的倫理観に欠けた行政である。

本件請求に係る行政文書の開示に加えて,これらについての明確な回答を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 別件答申書に係る諮問事案の概要

審査会が発出した別件答申書に係る諮問事案の概要は、次のとおりである。

- (1) 令和元年 5 月25日付けで、実施機関が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書(以下「基礎調査調書」という。)のうち、「地質の状況」欄の数値(土質定数を除く。)で実測しなければ分からない値を記載した様式-2(急)基礎調査調書(1/4)の例として、箇所名「青葉台A(888)」、箇所名「I-2-888」の同調書(以下「別件請求文書」という。)の開示の請求(以下「別件請求」という。)が実施機関に対して行われた。
- (2) 実施機関は、別件請求に対し、「地質の状況」欄の表土の平均厚さ及び表 土の最大厚さに記載した数値は、実測する調査方法によるものではないた め、別件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする 行政文書不開示決定(以下「別件処分」という。)を行った。
- (3) 別件請求に係る開示請求者は、別件処分を不服として、審査請求を提起し、基礎調査調書(1/4)の「地質の状況」欄に記載の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さは「実測しなければ分からない値」であり、その値を記載した基礎調査調書(1/4)は、「実測しなければ分からない値を記載した行政文書」に該当すると主張した。

2 別件答申書における審査会の判断

- (1) 審査会は、上記1の諮問事案における別件請求文書の存否を判断するに当たって、次の点を実施機関から確認している。
 - ア 基礎調査調書の作成において、「地表の状況」欄を記載する目的は、調

査地区の概況を記録することにあり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということを把握できればよく、表土の厚さについては、現地踏査により植生状況等を主に目視確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載することで足り、実測することは求めていない。

- イ 土砂災害警戒区域等の設定に当たっては、県内の既往災害資料から定めた値を適用しており、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さや、現地で実測した値を用いていない。
- (2) 別件答申書において、審査会は、実施機関が別件請求文書が存在するにもかかわらず不存在としたということが妥当であると判断したわけではない。むしろ、基礎調査調書の「地表の状況」欄は、その性質上、本来的に実測値を記載することが予定されているものとはいえず、実施機関も、「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄については、実測の必要がない項目であると認識し、目視により、侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等現地での状況を確認した結果、概算値を記載していると認めた。そして、「地表の状況」欄に、調査地区の概況を記載する一環として、表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを、実測することなく、概算値を記載しているため、別件請求文書は存在していないと実施機関が説明していることについて、不自然、不合理とまではいえないと判断したものである。
- (3) 以上のことから、別件答申書は確かに存在するが、審査請求人のいう「開示請求文書が存在するにもかかわらず不存在としたことは妥当であるとした」ものではないため、審査請求人が開示を求めている行政文書には該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件請求は、上記第2の1のとおり、別件答申書について、「開示請求文書 (別件請求文書)が存在するにもかかわらず不存在としたことは妥当である とした」ものという審査請求人の見解(以下「本件見解」という。)を付した 上で、その開示を求めたものである。

これに対して、実施機関は、上記第2の2のとおり、本件請求において開

示を求められた行政文書は審査会が「開示請求文書(別件請求文書)が存在 するにもかかわらず不存在としたことは妥当である」と判断した別件答申書 と捉え、これを不存在とする本件処分を行っている。

確かに、本件請求に係る行政文書は、実施機関が上記のように捉えたとおり、「審査会が「開示請求文書(別件請求文書)が存在するにもかかわらず不存在としたことは妥当である」と判断した別件答申書」と捉えることができる。

この捉え方を前提とすれば、「別件答申書は確かに存在するが、審査請求人のいう「開示請求文書(別件請求文書)が存在するにもかかわらず不存在としたことは妥当であるとした」ものではないため、審査請求人が開示を求めている行政文書には該当しない」との実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえないかもしれない。

しかしながら、そもそも条例に基づく情報公開制度とは、実施機関が、開示請求時点で存在する行政文書をあるがままの状態で開示するものであって、開示請求者から実施機関に対して、行政文書に関する見解や認識等の確認を求めるものではない。

このような制度趣旨からすると、開示請求を求める行政文書について、開示請求者の見解が付されていたとしても、当該開示請求において、当該行政文書の件名が特定され、それが現に存在するのであれば、当該見解に対する実施機関の認識がどのようなものであったとしても、当該行政文書を特定して開示決定等を行うことが、より制度趣旨に沿った、適切な処分であると認められる。

そうすると、別件答申書に対する本件見解はともかく、本件請求において、 別件答申書が特定され、別件答申書が現に存在するのであるから、実施機関 は、本件見解にとらわれることなく、別件答申書を本件請求の対象文書とし て捉えるべきである。

その際,別件答申書の内容に関する実施機関の見解が,本件見解と異なるのであれば,それを付記する形で開示決定等を行えばよいと考える。

以上のことから,実施機関は,別件答申書を本件請求の対象文書として特定した上で,開示決定等を行うべきである。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年8月7日	・諮問を受けた。
令和3年7月26日 (令和3年度第4回第1部会)	・諮問の審議を行った。
令和3年8月31日 (令和3年度第5回第1部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員 (五十音順)

【第1部会】

	上 部 会	嘉長	仁)	広島大学大学院准教授
内	田	喜	久	弁護士
中	矢	礼	美	広島大学大学院准教授